

議案番号	件 名																			
提案課名	内 容																			
議案第 1 7 号	三田市個人情報保護法施行条例の制定について																			
総 務 課	【趣 旨】																			
	社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を目的とした個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行条例を廃止し、当該条例の制定等を行うもの。																			
	【内 容】																			
	1 条例に規定する項目																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 750 798 840">条例に規定する項目</th> <th data-bbox="798 750 1479 840">内容説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 840 798 929">①制定の趣旨 【第 1 条】</td> <td data-bbox="798 840 1479 929">法施行に関し必要な事項を定める旨を規定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 929 798 1131">②実施機関の定義 【第 2 条】</td> <td data-bbox="798 929 1479 1131">実施機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防庁及び病院事業管理者 ※議会を除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1131 798 1288">③開示決定等の期限 【第 3・4 条】</td> <td data-bbox="798 1131 1479 1288">法の処理期限内（60日以内）において請求日から15日以内、延長は30日以内、計45日以内に開示することを規定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1288 798 1388">④開示請求に係る手数料【第 5 条】</td> <td data-bbox="798 1288 1479 1388">手数料は無料。ただし受益者負担の原則によりコピー用紙代、郵送費を実費請求。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1388 798 1635">⑤三田市個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）への諮問事項【第 6 条】</td> <td data-bbox="798 1388 1479 1635">審査会への諮問事項 ①審査請求（現行条例と変更なし） ②本条例の改廃 ③安全管理措置基準の策定 ④その他、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1635 798 1724">⑥審査会の手続【第 7～14 条】</td> <td data-bbox="798 1635 1479 1724">審査会の調査権限、意見の陳述等について規定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1724 798 1904">⑦運用状況の公表・委任【第 15・16 条】</td> <td data-bbox="798 1724 1479 1904">制度の運用状況として開示請求等の件数を市ホームページ等で公表。 条例の施行に関し必要な事項を別に定める旨規定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1904 798 2016">⑧審査会委員の罰則【第 17 条】</td> <td data-bbox="798 1904 1479 2016">審査会委員が個人情報を漏えいした場合の罰則を規定。</td> </tr> </tbody> </table>	条例に規定する項目	内容説明	①制定の趣旨 【第 1 条】	法施行に関し必要な事項を定める旨を規定。	②実施機関の定義 【第 2 条】	実施機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防庁及び病院事業管理者 ※議会を除く。	③開示決定等の期限 【第 3・4 条】	法の処理期限内（60日以内）において請求日から15日以内、延長は30日以内、計45日以内に開示することを規定。	④開示請求に係る手数料【第 5 条】	手数料は無料。ただし受益者負担の原則によりコピー用紙代、郵送費を実費請求。	⑤三田市個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）への諮問事項【第 6 条】	審査会への諮問事項 ①審査請求（現行条例と変更なし） ②本条例の改廃 ③安全管理措置基準の策定 ④その他、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則策定	⑥審査会の手続【第 7～14 条】	審査会の調査権限、意見の陳述等について規定。	⑦運用状況の公表・委任【第 15・16 条】	制度の運用状況として開示請求等の件数を市ホームページ等で公表。 条例の施行に関し必要な事項を別に定める旨規定。	⑧審査会委員の罰則【第 17 条】	審査会委員が個人情報を漏えいした場合の罰則を規定。	
	条例に規定する項目	内容説明																		
	①制定の趣旨 【第 1 条】	法施行に関し必要な事項を定める旨を規定。																		
	②実施機関の定義 【第 2 条】	実施機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防庁及び病院事業管理者 ※議会を除く。																		
	③開示決定等の期限 【第 3・4 条】	法の処理期限内（60日以内）において請求日から15日以内、延長は30日以内、計45日以内に開示することを規定。																		
	④開示請求に係る手数料【第 5 条】	手数料は無料。ただし受益者負担の原則によりコピー用紙代、郵送費を実費請求。																		
⑤三田市個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）への諮問事項【第 6 条】	審査会への諮問事項 ①審査請求（現行条例と変更なし） ②本条例の改廃 ③安全管理措置基準の策定 ④その他、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則策定																			
⑥審査会の手続【第 7～14 条】	審査会の調査権限、意見の陳述等について規定。																			
⑦運用状況の公表・委任【第 15・16 条】	制度の運用状況として開示請求等の件数を市ホームページ等で公表。 条例の施行に関し必要な事項を別に定める旨規定。																			
⑧審査会委員の罰則【第 17 条】	審査会委員が個人情報を漏えいした場合の罰則を規定。																			

## **2 関係条例の整備**

- (1) 三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
改正法施行後の審査会の担任する事務について整備
- (2) 三田市まちづくり基本条例の一部を改正する条例  
改正法施行後の第11条（個人情報保護）における引用法令等を整備
- (3) 三田市市政への市民参加条例の一部を改正する条例  
改正法施行後の第22条（市政参加市民名簿）における引用法令等を整備

**3 施行日** 令和5年4月1日